

憲法審査会 発言要旨

本日は自由討議であるので、あくまで個人の立場から発言することを予めお断りしておきたい。

所謂国民投票法改正案については、共通投票所の設置、洋上投票の拡大、投票所に入場できる子供の範囲の拡大など、七つの改正内容すべてが「国民投票の投票環境の向上」を目指す、既に国政選挙、地方選挙では導入済みのものばかりであって、これに反対する理由は見出し得ない。今国会中の成立を強く望むものである。

むしろ問題とすべきは

- ① 国民投票におけるCM規制の在り方
- ② 最低投票率を設けるべきか、絶対得票率という概念は必要か
- ③ 「改正案に賛成しよう」という投票の依頼ではなく「この改正案に賛成(反対)です」という単なる意見の表明は全く規制の対象外なのか

の三点であって、これらの徹底した議論と合意がないままに「これで憲法改正国民投票の環境は整った」とするの、「そのほかの論点に合意が得られない限り、今回の改正案の採決にも応じられない」とするの、いずれも憲法改正国民投票という「主権者である国民の権利の行使実現のために一致点を見出す」との、議会が果たすべき使命からは遠いものである。

今国会の会期も残り僅かとなり、国民投票法改正案の成立は、我々国会が主権者である国民に対して果たすべき責務なのであり、残された論点について、次期国会以降、実りある議論を重ねて成案を得るとの合意を、委員長や幹事にご尽力いただき、与野党のしかるべきレベルにおいて合意頂きたいと切に願っている。

憲法改正を發議しうる唯一の立場にある我々は「可能な限り多くの有権者が」「情緒やイメージに訴える広告や広告宣伝費の多寡に左右されることなく」「深く冷静に考えて投票できる」環境を作らねばならない。

議員や首長を選ぶ選挙であれば、何年後かに選び直すことも、リコールすることも可能だが、憲法改正においてはそのような機会はまず期待できない。

あらゆる法体系の頂点にあつて、日本国の在り方を定め、基本的人権を保障し、国家権力の分立を図る憲法の改正が、単に「出来るだけ多くの人が自由に意見を表明しうるようにすべきだ」との理由で、表現の自由に根拠を求める形で、規制を可能な限り緩やかに解する立場には、にわかには賛同しかねる。

むしろより厳しい規制こそが必要なのであり、これと表現の自由との両立を実現することこそが議会の知恵の出どころなのである。

私は、論理的・理性的な国民性を持つドイツにおいて、なぜナチス・ドイツのような体

制が国民の圧倒的な支持の下で民主的に選択されたのかを今も考え続けている。当時のニューメディアであったラジオの最大限の活用。徹底的に身振り、手ぶり、間の置き方、感情に訴える内容を研究し尽くした演説。最大限の効果を計算した映像。それらによって人類は過去に例を見ない悲劇に見舞われた。

我が国においても軍部と連携して、センセーショナルな報道で国民を熱狂に駆り立て、日中戦争や大東亜戦争・太平洋戦争を煽ったのが当時のメディアであったことを決して忘れてはならない。因みに、現在のドイツにおいては、「ナチスの失敗を繰り返さない」との理由で国民投票の制度が存在していない。

私は野党時代、自民党憲法改正推進本部の起草委員を中谷元・起草委員長の下で務め、主に安全保障の条文作成に携わってきた。

憲法第9条における戦力や交戦権、或いは集団的自衛権の扱いは、「独立主権国家とは何か」を根本から問うものであると考えている。

「集団的自衛権の全面的な容認は、アメリカと共に世界どこでも戦争が出来る国へと道を開くことになる」などと言うのは、ためにする議論か、或いは思考の不足によるものであり、このような論が保守の立場からも発せられることには慨嘆せざるを得ない。

国内最強無比の実力組織である自衛隊は、司法・立法・行政の厳格な統制に服すべきものである。最高裁を終審とし、軍事と法律に通暁した自衛官も裁判官・検事・弁護士として参加する「自衛隊審判所」(仮称)の創設は、自衛官の権利を守るためにも必要なものと強く認識している。戦前の軍法会議の悪しきイメージにのみ拘泥して、この議論を怠ってはならない。

衆議院に議席を得て以来、34年が経過したが、私も最初からこのような考えだったのではない。多くの人と議論し、過去の国会議事録を読み、関係の文献に可能な限り当たって、現在の考えに至っている。

国会議員はそれぞれが幾多の分野に携わり、憲法だけを考えているのではないことは当然である。しかしことは最高法規の憲法に関わるのであり、憲法審査会においては、このような自由討議の場を多く設け、それぞれが闊達に議論を交わし、一致点を見出すべく最大限努力しなくてはならない。

各党においても、休日や深夜、早朝などの非有効時間帯をも活用し、全国の組織をフル活用して、国民に対する意識の啓発を図らなくてはならない。

私は自民党鳥取県連の憲法改正推進本部長を務めているが、一昨年春に開催した憲法に関する集会には、県内から千人を超える党員や一般市民の参加を得た。

また昨年一月、札幌弁護士会の主催による憲法に関する討論会には、ここにおられる山尾志桜里議員や共産党の仁比参議院議員と共に参加したが、募集定員をはるか

に上回る盛況ぶりで、多くの市民がそれぞれの主張に耳を傾けてくださった。

国民は決して無関心なのではない。我々が国民を信じて真剣に語ったとき、必ず国民はこれに応えてくださるものと固く信じている。

今のコロナ禍の中にあつて、緊急事態条項を憲法に定めることの必要性を指摘する意見もある。

私は武力攻撃事態のように、憲法秩序そのものが崩壊の危機に瀕した際に限り、要件を厳格に定めた緊急事態条項は必要と考えている。

検察を巡る一連の問題は、検察は純然たる行政機関なのか、三権分立とは何か、という課題に逢着する。検察の準司法性は憲法に明文で定められているわけではないが、検察庁法は第 33 条において、その施行を日本国憲法施行の日と定めており、憲法と一体となって日本国の憲法秩序を形成しているものと考えられる。

現在生起している諸問題は、憲法に密接に関わるものが多く、多くの国民はそれを実感している。歴史と国の形が大きく変わろうとするとき、憲法改正は決して避けては通れない課題である。

憲法改正の優先順位も、あらゆる角度から改めて議論されるべきものである。

近年、行政府の強さが「〇〇一強」との表現で指摘されているが、三権分立の観点からは、行政府の強大化を批判するより、立法や司法の権限、なかでも立法府の権限の強化を図る方が至当であり、自民党の平成 24 年憲法改正草案はその第 53 条において「衆参いずれかの総議員の四分の一以上の要求があつた日から 20 日以内に臨時国会が召集されなければならない」として議会の権能を高める規定をおいている。

民主主義が有効に機能するためには、

- ① 可能な限り多くの有権者が参加すること
- ② 正確な情報が提供される言論空間が確保されること
- ③ 少数意見が尊重されること

の三点が必須である。

私は今こそ、立憲主義と民主主義の原点に立ち返り、真摯に憲法改正の実現に取り組みたいと心から願うものである。

かつて当選二回生の頃、故・竹下登元総理から憲法についてのお話を伺う機会を得た。竹下先生は「第 1 章・天皇」から始まり、「第 10 章・最高法規」「第 11 章・補則」に至るまでのすべての章の名前を諳んじておられ、「『第 96 条改正』まで含めて護憲だな」と仰られた。我々は先人の姿勢に謙虚に学びたいものである。

(以上)